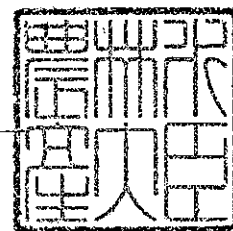




17消安第5384号  
平成17年8月26日

食品安全委員会  
委員長 寺田 雅昭 殿

農林水産大臣 岩永 峯



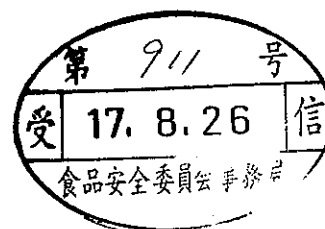
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第3号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる普通肥料の公定規格を変更すること。

- 1 「けい酸加里肥料」の公定規格の変更
- 2 「<sup>よう</sup>熔成けい酸加里肥料」の公定規格の変更



## 普通肥料の公定規格の変更の概要

肥料の種類	けい酸加里肥料	よう 熔成けい酸加里肥料
施用方法	加里及びけい酸等の肥料成分の植物への緩効的な供給を目的として施用。	加里及びけい酸等の肥料成分の植物への緩効的な供給を目的として施用。
公定規格変更の内容	「けい酸加里肥料」のく溶性加里の含有すべき主成分の最小量を引き下げるとともに、塩基性のナトリウム及びカルシウムを使用できることとする。	「よう 熔成けい酸加里肥料」の含有すべき主成分であるく溶性マンガンについて、選択して保証できることとする。
公定規格の変更イメージ	別表1のとおり変更	別表2のとおり変更
備考	<p>土壌の加里成分が蓄積する傾向があるという農業事情の変化から、肥料中の含有量を減らして土壌に賦存するものを有効利用するため、加里成分を低減させた「けい酸加里肥料」の生産の要望があったため。</p> <p>(別添資料3参照)</p>	<p>肥料の原料である製鋼鉍さいの組成が、製鋼の生産方法の変更により変化し、マンガン成分を含有することが困難となったことから、「よう 熔成けい酸加里肥料」のマンガン成分の保証を選択できるよう要望があったため。</p> <p>(別添資料4参照)</p>

【別表 1】

( 現 行 )

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
けい酸加里肥料 ( <u>塩基性のカリウム若しくはマグネシウム含有物又はほう素質肥料及び微粉炭燃焼灰を混合し、焼成したものをいう。</u> )	一 く 溶性加里 20.0 可溶性けい酸 25.0 く 溶性苦土 3.0 二 く 溶性加里、可溶性けい酸及びく溶性苦土のほか水溶性加里又はく溶性ほう素を保證するものにあつては、一に掲げるもののほか 水溶性加里については 1.0 く 溶性ほう素については 0.05		未反応の加里は、3.0%以下であること。



( 変 更 後 )

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
けい酸加里肥料 ( <u>塩基性のカリウム、マグネシウム、ナトリウム若しくはカルシウム含有物又はほう素質肥料及び微粉炭燃焼灰を混合し、焼成したものをいう。</u> )	一 く 溶性加里 10.0 可溶性けい酸 25.0 く 溶性苦土 3.0 二 く 溶性加里、可溶性けい酸及びく溶性苦土のほか水溶性加里又はく溶性ほう素を保證するものにあつては、一に掲げるもののほか 水溶性加里については 1.0 く 溶性ほう素については 0.05		未反応の加里は、3.0%以下であること。

【別表 2】

(現行)

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項																
よう 熔成けい酸加里肥料 (カリウム含有物に製鋼鉞さいを混合し、熔融したものをいう。)	<table border="0"> <tr> <td>く溶性加里</td> <td>20.0</td> </tr> <tr> <td>アルカリ分</td> <td>15.0</td> </tr> <tr> <td>可溶性けい酸</td> <td>25.0</td> </tr> <tr> <td><u>く溶性マンガ</u></td> <td><u>1.0</u></td> </tr> </table>	く溶性加里	20.0	アルカリ分	15.0	可溶性けい酸	25.0	<u>く溶性マンガ</u>	<u>1.0</u>	<table border="0"> <tr> <td>く溶性加里の含有率</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.0%につき</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ニッケル</td> <td>0.01</td> </tr> <tr> <td>クロム</td> <td>0.1</td> </tr> </table>	く溶性加里の含有率		1.0%につき		ニッケル	0.01	クロム	0.1	4ミリメートルの網ふるいを全通すること。
く溶性加里	20.0																		
アルカリ分	15.0																		
可溶性けい酸	25.0																		
<u>く溶性マンガ</u>	<u>1.0</u>																		
く溶性加里の含有率																			
1.0%につき																			
ニッケル	0.01																		
クロム	0.1																		



(変更後)

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項																													
よう 熔成けい酸加里肥料 (カリウム含有物に製鋼鉞さいを混合し、熔融したものをいう。)	<table border="0"> <tr> <td>二</td> <td>く溶性加里</td> <td>20.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>アルカリ分</td> <td>15.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>可溶性けい酸</td> <td>25.0</td> </tr> <tr> <td>二</td> <td><u>く溶性加里、アルカリ分及び可溶性けい酸のほか</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>かく溶性マンガンを保証するものにあつては、一</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>に掲げるもののほか</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>く溶性マンガ</u></td> <td><u>1.0</u></td> </tr> </table>	二	く溶性加里	20.0		アルカリ分	15.0		可溶性けい酸	25.0	二	<u>く溶性加里、アルカリ分及び可溶性けい酸のほか</u>			<u>かく溶性マンガンを保証するものにあつては、一</u>			<u>に掲げるもののほか</u>			<u>く溶性マンガ</u>	<u>1.0</u>	<table border="0"> <tr> <td>く溶性加里の含有率</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.0%につき</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ニッケル</td> <td>0.01</td> </tr> <tr> <td>クロム</td> <td>0.1</td> </tr> </table>	く溶性加里の含有率		1.0%につき		ニッケル	0.01	クロム	0.1	4ミリメートルの網ふるいを全通すること。
二	く溶性加里	20.0																														
	アルカリ分	15.0																														
	可溶性けい酸	25.0																														
二	<u>く溶性加里、アルカリ分及び可溶性けい酸のほか</u>																															
	<u>かく溶性マンガンを保証するものにあつては、一</u>																															
	<u>に掲げるもののほか</u>																															
	<u>く溶性マンガ</u>	<u>1.0</u>																														
く溶性加里の含有率																																
1.0%につき																																
ニッケル	0.01																															
クロム	0.1																															